（解釈及び適用の確認に係る手続）

第六条　法第九条第一項の規定により新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動又はこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈又は当該新事業活動若しくはこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めるときは、当該規定の内容その他の事項を記載した様式第五による照会書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　二以上の主務大臣に照会書を提出する場合には、様式第五による照会書及びその写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該照会書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3　法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、第一項の照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈及び適用の有無について記載した様式第六による回答書を当該求めをした者に交付するものとする。

4　法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、前項に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

5　法第九条第三項の規定による求めを受けた関係行政機関の長は、第一項の規定により主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈及び適用の有無について様式第六による回答書に記載し、これを主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該回答書を第一項の規定による求めをした者に交付するものとする。

6　法第九条第三項の規定による求めを受けた関係行政機関の長は、当該求めに係る解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、前項に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。この場合において、主務大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

（新事業活動計画の認定の申請）

第七条　法第十条第一項の規定により新事業活動計画の認定を受けようとする者（次項、第三項及び次条第一項において「申請者」という。）は、様式第七による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　申請者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款の写し又はこれに準ずるもの及び登記事項証明書（その法人の登記がある場合に限る。）

ロ　直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

二　申請者が個人である場合においては、住民票の謄本若しくは抄本又はこれに準ずるもの並びに資産、負債、所得その他についての状況を明らかにすることができる書類

3　申請者が法第十三条の規定による独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う債務の保証を受けて新事業活動の実施に必要な資金を調達しようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、当該新事業活動計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類を添付しなければならない。

4　二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、様式第七による申請書及びその写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

5　第一項の認定の申請に係る新事業活動計画の実施期間は、原則として五年を超えないものとし、当該期間を超えて事業を継続する場合にあっては、第九条（第六項を除く。）の規定に基づき新たな期間に関する新事業活動計画の変更の認定を受けなければならない。

（新事業活動計画の認定）

第八条　主務大臣は、法第十条第一項の規定により新事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該新事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第10条第1項の規定に基づき同法第2条第3項に規定する新事業活動を行う者として認定する。」

2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を当該申請者に交付するものとする。

3　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第九により、当該認定の日付、当該認定新事業活動実施者の名称及び当該認定新事業活動計画の内容を公表するものとする。

（認定新事業活動計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第九条　認定新事業活動計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十一条第一項の認定を要しないものとする。

2　法第十一条第一項の規定により新事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定新事業活動実施者は、様式第十による申請書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

3　前項の申請書及びその写しの提出は、認定新事業活動計画の写しを添付して行わなければならない。

4　二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、様式第十による申請書及びその写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

5　主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る新事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該新事業活動計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定新事業活動実施者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第11条第1項の規定に基づき認定する。」

6　第二項の変更の認定の申請に係る新事業活動計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定新事業活動計画に従って新事業活動を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。

7　主務大臣は、第五項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定新事業活動実施者に交付するものとする。

8　主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第十二により、当該認定の日付、当該認定新事業活動実施者の名称及び当該認定新事業活動計画の内容を公表するものとする。

（認定新事業活動計画の変更の指示）

第十条　主務大臣は、法第十一条第三項の規定により認定新事業活動計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第十三による書面を当該変更の指示を受ける認定新事業活動実施者に交付するものとする。

（認定新事業活動計画の認定の取消し）

第十一条　主務大臣は、法第十一条第二項又は第三項の規定により認定新事業活動計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による書面を当該認定が取り消される認定新事業活動実施者に交付するものとする。

2　主務大臣は、認定新事業活動計画の認定を取り消したときは、様式第十五により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。